

令和 4 年

第 1 回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和 4 年 1 月 25 日 午後 14 時 00 分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（1 番中俣 渉委員、2 番西野 徳光委員）
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第 3 号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程 8 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達について
- 日程 9 第 3 号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 10 協議第 1 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 11 その他

○令和4年2月8日（火）

- ・市町村農業委員会役員等研修会 13：30～

【新潟市：ユニゾンプラザ】

〈会長、会長職務代理、農地特別委員会委員長、農政特別委員会委員長
広報特別委員会委員長、幹事長、推進委員長、推進委員大和地域代
表、推進委員塩沢地域代表、局長〉

○令和4年2月17日（木）

- ・地域別農業委員会会長・事務局長会議 14：30～

【上越市：ホテルハイマート】 〈会長、局長〉

○令和4年2月25日（金）

- ・第2回農業委員会総会

【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係主任	阿部 洋一
農地係主事	貝瀬 佐知子		

(会長、議長席に着く)

(14 時 00 分開会)

議 長

令和 4 年第 1 回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

現在、農業委員が 19 名、推進委員が 24 名で合計 43 名全員の出席ですので総会は成立します。

日程 1 会期の決定について

議 長

日程 1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程 2 会議録署名委員の指名について

議 長

日程 2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、1 番中俣渉委員、2 番西野徳光委員にお願いいたします。

日程 3 諸般の報告

議 長

日程 3 諸般の報告について、別紙のとおり議案審議のみですが皆様方から何かありますでしょうか。

無いようですので、諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降4件の事実確認書を交付しています。

いずれも転用目的どおり完成しています。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
こちらは23件です。

1番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど3条申請があがってきます。

2番、借受人規模縮小のための解約です。

3番、第三者との貸借契約のための解約で、今後は貸付予定です。

4番、自作にするための解約です。

5番、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

ページをめくっていただきまして、6番、借受人の都合による解約で、今後転用予定です。

7番、保安林指定のための解約で、非農地証明がでてきます。後ほど非農地証明の部分で補足説明をさせていただきます。

8番、所有者の都合による解約です。

9番、契約内容見直しのための解約で、今後貸付予定です。

10番、耕作者の都合による解約で、今後は自作予定です。

11番から13番が同じ所有者の案件となっておりまして、所有者の都合による解約です。

14番、借受人高齢のための解約で、後ほど3条申請があ

がってきます。

15 番、農地を交換するための解約で、あっせん申請済みです。

16 番、17 番が関連案件となっていて、こちらは直接契約に変更するための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

18 番、19 番が法人化のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

20 番から 22 番が第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。3 件とも借受人が同じ方です。

ページをめくっていただきまして、23 番、借受人が耕作できなくなったための解約です。

(3) 使用貸借の解約について

こちらは 3 件です。

1 番、砂利採取のための解約で、後ほど 5 条申請があがってきます。

2 番、3 番は第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について

非農地証明ですが、こちらは 3 件です。

1 番、小栗山の登記田、現況山林の 1 筆 27 m²です。資料は 1-2 ページをご覧ください。こちらの土地は山間部の農地で耕作条件が悪いため耕作放棄地化したものです。農地でなくなった年月日は昭和 60 年ですが、年月は不詳とのことです。現地は 12 月 16 日に牛木委員さんからご確認いただいています。

2 番、大桑原の登記畑、現況山林の 5 筆 1,810 m²です。資料は 3-4 ページをご覧ください。こちらの土地は山間部の条件不利地のため耕作に不向きであり耕作放棄地化したとのことです。12 月 17 日に並木会長から確認をいただいています。こちらについては新潟県の緊急予防治山事業施行により保安林指定が必要なため、申請者が土地所有者の同意を得て代理で申請しています。ですので、資料の 4 ペー

ジの航空写真をご覧くださいますと山林化していることがわかりますのでこちらで確認とさせていただきます。

3番、三郎丸の登記田、現況雑種地の1筆77㎡です。資料は5-6ページをご覧ください。こちらの土地は耕作者が不在となり、条件不利地でもあったため耕作放棄地化したとのこと。農地でなくなった年月日については不詳です。現地は12月27日に佐藤委員よりご確認いただいています。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終わらせていただきます。

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第2号報告朗読)

16ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が4件となっています。

1番、藤原の田1筆2,354㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては12月22日に並木会長、貝瀬委員をご指名しています。申請人におかれましては市外居住であり財産処分をしたいとのこと。

2番、八竜新田の田3筆4,937㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては12月27日に荒川委員、高村委員をご指名しています。申請人におかれましては離農のためとのこと。

3番、藤原の田2筆407㎡、売買の申出です。あっせん

議長

委員といたしましては1月7日に並木会長、貝瀬委員をご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

4番、雲洞の田畑9筆9,891㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては1月13日に林昭彦委員、佐藤委員をご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

第2号報告については以上です。

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について

議長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長

古藤局長

(第3号報告朗読)

19ページをご覧ください。昨年12月28日付で新潟県知事から農用地利用配分計画の認可がきています。全部で6件、新たな借受人は全て同じ方です。こちらは経営移譲により親子間で契約を移転するという内容です。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第3号報告を終了させていただきます。

日程 7 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長

日程 7 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第 1 号議案朗読)

21 ページからです。今月の 3 条申請は 10 件です。

1 番、売買による所有権移転です。三郎丸の田畑 3 筆 850.31 m²です。譲受人については農地所有適格法人ですので、農地の取得が可能となっています。申請理由は経営規模拡大のためです。

2 番と 3 番が関連案件で、譲受人が同じ方となっています。2 番は吉里の田 1 筆 203 m²、売買による所有権移転です。こちらは譲受人の自宅に隣接する農地です。対価についてですが、今回宅地と農地を合わせて購入するもので、農地部分につきましては 0 円ということです。申請理由は新規就農のためです。3 番は使用貸借権の設定です。六日町の畑 1 筆 2,927 m²で、申請理由は新規就農のためです。この 2 件を合わせて下限面積である 30 a をクリアしています。

4 番、贈与による所有権移転です。小栗山の田 2 筆 903 m²です。両者は夫婦です。申請理由は妻から農地を譲り受けるためです。

5 番、贈与による所有権移転です。仙石、舞子、徳田新田の田畑 16 筆 25,711 m²です。両者は祖父と孫の関係です。申請理由は祖父から農地を譲り受けるためです。なお、今回は生前一括贈与となり相続時精算課税制度を利用することです。

6 番、賃借権の設定で、期間は 15 年間です。五箇の田 4 筆 2,830 m²です。申請理由は経営規模拡大のためです。

7 番、賃借権の設定で、期間は 5 年間です。吉里の田 1 筆 1,273 m²です。申請理由は経営規模拡大のためです。

8 番から 10 番は農業者年金受給のための再設定となって

議 長

いますので説明は省略させていただきます。以上です。

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

日程8 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について

議 長

日程8 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第2号議案朗読)

26ページをご覧ください。今月は5条申請については3件です。

1番、竹俣の畑2筆388㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地で工場兼店舗建設のためです。資料は7-9ページをご覧ください。現在、譲受人は豆腐店を営んでいますが、現在の自宅兼作業場が手狭で増産体制が整っていなかったため、今回新たに農地を購入し、新工場を建築したいとのことです。こちらの土地は2種農地ではございますが、集落に接続した生産性の低い農地を転用す

議 長

るものであり、許可相当と考えています。

2番、芹田の田4筆11,094㎡です。賃借権の設定で、転用目的は砂利採取です。期間は令和4年3月1日から令和5年8月31日までで、資料は10-13ページをご覧ください。こちらの土地は農用地区域内の農地ではございますが、砂利採取のための一時転用ですので許可相当と考えています。また、30aを超える申請のため農業会議への諮問案件となります。

3番、芹田の田2筆525㎡です。賃借権の設定で、転用目的は砂利採取のための仮設道路の設置のための一時転用です。期間原令和4年3月1日から令和4年10月31日までで、資料は同じく10-13ページをご覧ください。こちらの土地は農用地区域内の農地ではございますが、一時転用ですので許可相当と考えています。以上です。

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、お諮りをいたします。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

日程9 第3号議案 農用地利用集積計画(案)について

議 長

日程 9 第 3 号議案 農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。貝瀬主事。

貝瀬主事

（第 3 号議案朗読）

今月の利用集積はあっせんによる売買が 3 件、交換が 2 件、新規の設定が 33 件、再設定が 27 件の計 65 件となっています。

まずあっせんによる所有権移転です。

1 番、君帰の田 4 筆 2,673 m²です。あっせん売買による所有権移転で、対価は m²当たり 374 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 14 ページをご覧ください。

2 番、四十日の田 1 筆 972 m²です。あっせん売買による所有権移転で、対価は m²当たり 462 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 15 ページをご覧ください。

3 番、関の田 2 筆 1,028 m²です。あっせん売買による所有権移転で、対価は m²当たり 1,264 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 16 ページをご覧ください。

4 番 5 番と 31 ページの 19 番が関連案件となっていますので 3 件まとめてご説明します。まず 4 番 5 番があっせんの交換による所有権移転で、申請理由は耕作の利便性を高めるためです。資料は 17-18 ページをご覧ください。続いて 19 番案件についてです。4 番の受け手の方の耕作面積欄をご覧くださいと、耕作面積が 110 a を満たしておりません。しかし、農地所有適格法人の構成員の方が農地を取得し、すぐに自身の法人へ貸し付けることで法人の耕作面積と同じとみることができるという特例があります。そのためには農地所有適格法人の構成員が同一の農用地利用集積計画、つまり同月の利用集積の議案において法人へ貸し付けることが必要となります。通常ですと所有権移転後すぐに貸し付けることはできませんが、このような理由で 19 番案件を同月であげさせていただいています。

続いては賃借権の設定です。

6 番、浦佐の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 22,000 円です。経営規模拡大のためです。

7 番、大崎の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当た

り 60 kg です。経営規模拡大のためです。

8 番、水尾の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75 kg です。経営規模拡大のためです。

9 番 10 番が同じ受け手の方の案件です。賃借権の設定で、対価については 9 番が 10 a 当たり 60 kg、10 番が 10 a 当たり 90 kg となっています。経営規模拡大のためです。

11 番、海士ケ島新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 17,800 円です。経営規模拡大のためです。

12 番、門前の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 21,000 円です。経営規模拡大のためです。

13 番、茗荷沢の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 21,000 円です。経営規模拡大のためです。

14 番、桐沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70 kg です。経営規模拡大のためです。

15 番から 17 番が同じ受け手の方の案件です。賃借権の設定で、対価はいずれも 10 a 当たり 60 kg です。経営規模拡大のためです。

18 番、大月の田 15 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70 kg です。経営規模拡大のためです。

20 番 21 番が同じ受け手の方の案件です。賃借権の設定で、対価はいずれも 10 a 当たり 90 kg です。経営規模拡大のためです。

22 番、北田中と四十日の田 12 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模拡大のためです。

23 番、大杉新田と奥の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 6 俵です。経営規模拡大のためです。

24 番、大杉新田と奥の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 6.5 俵です。経営規模拡大のためです。

25 番、奥の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模拡大のためです。

26 番から 35 ページの 31 番までが新しい農地所有適格法人さんの案件です。この 1 月に立ち上がったばかりの法人で、今まで代表の方が借り受けていた農地を解約し法人へ移すという内容です。賃料についてはそれぞれお読み取りいただければと思います。申請理由は法人化のためです。

36 ページに移りまして 32 番、泉盛寺の田 13 筆、賃借権

議 長

権の設定で、対価は総額 100,000 円です。経営規模拡大のためです。

33 番、仙石の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。経営規模拡大のためです。

34 番、下一日市と上一日市の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模拡大のためです。

35 番 36 番が同じ受け手の方の案件です。賃借権の設定で、対価はいずれも 10 a 当たり 60 kg です。経営規模拡大のためです。

37 番、君帰と雲洞、三郎丸の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30 kg です。経営規模拡大のためです。

38 番、滝谷の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。経営規模拡大のためです。

なお、39 番案件以降につきましては、再設定となりますので説明は省略させていただきます。以上です。

関係委員がおられます。推進委員 2 番佐々木大輔委員の除斥を求めます。

(推 2 番佐々木委員退席)

28 ページ 6 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。28 ページ 6 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、6 番案件については原案のとおり承認
されました。佐々木委員の除斥を解きます。

(推 2 番佐々木委員着席)

続いて、推進委員 13 番櫻井隆委員の除斥を求めます。

(推 13 番櫻井委員退席)

30 ページ 13 番案件、
38 ページ 42 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません
か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。30 ページ
13 番案件、38 ページ 42 番案件については原案のとおり承
認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、13 番、42 番案件については原案のとおり
承認されました。櫻井委員の除斥を解きます。

(推 13 番櫻井委員着席)

続いて、農業委員 1 番中俣渉委員の除斥を求めます。

(1 番中俣委員退席)

32 ページ 24 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。32 ページ 24 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、24 番案件については原案のとおり承認されました。中俣委員の除斥を解きます。

(1 番中俣委員着席)

続いて、推進委員 1 番島田徳敏委員の除斥を求めます。

(推 1 番島田委員退席)

33-35 ページ 26 番から 31 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りいたします。33-35 ページ 26 番から 31 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、26 番から 31 番案件については原案のとおり承認されました。島田委員の除斥を解きます。

(推 1 番島田委員着席)

続いて、農業委員 17 番中島直樹委員の除斥を求めます。

(17 番中島委員退席)

38 ページ 40 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。38 ページ 40 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、40 番案件については原案のとおり承認されました。中島委員の除斥を解きます。

(17 番中島委員着席)

続いて、農業委員 14 番牛木友哉委員の除斥を求めます。

(14 番牛木委員退席)

41 ページ 50 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。41 ページ 50 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、50 番案件については原案のとおり承認されました。牛木委員の除斥を解きます。

(14 番牛木委員着席)

それでは、先に承認された 12 件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。12 件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 3 号議案は全て承認されました。暫時休憩といたします。

(14 時 35 分休憩)

議 長

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

(15 時 15 分再開)

日程 10 協議第 1 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議 長

日程 10 協議第 1 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(協議第 1 号朗読)

49 ページをご覧ください。1 月 11 日付で市の農林課から農業振興地域整備計画の変更協議ということで、用途変更が 4 件きています。50 ページをご覧ください。(3) の用途変更に 4 件きています。1 件目が今町、用途変更の理由は椎茸菌床製造施設で、変更面積は 4,951 m²を予定しています。2 件目が四十日、用途変更の理由は農業用機械置場等で、変更面積は 1,119 m²を予定しています。3 件目が京岡、用途変更の理由は農業用排水路で、変更面積は 22 m²を予定しています。4 件目が大月、農産物加工・販売施設兼農家レストランで、変更面積は 330 m²を予定しています。

51 ページをご覧ください。1 件目の今町の案件で、申出人は今町の法人です。1 の権利の有無については借地を予定しています。2 の用途変更の理由については今後の農業を見据えて、新たに[]を立ち上げ、菌床センター・培養センター等、菌床づくりを完結させる椎茸菌床製造施設を建設したいとのことです。3 の申出地の選定理由について、申出地は組合員の栽培ハウスの中間地点に位置し、国道 17 号線からも近く、資材や作物の搬出入に便利である。周辺の農用地区域外では広さ等から開発に適した土地が見つけられず、当該地は農用地区域でも比較的端部に位置し、周辺農地の集団化に影響が少ないことから選定したとのことです。4 の用途変更する土地表示については今町の田 2 筆 4,951 m²です。52 ページをご覧ください。

4の用途区分変更の概要の（１）用途区分変更の目的は椎茸菌床製造施設の建設です。（２）開発事業等の概要のイの開発予定工期ですが、令和４年４月に着工し、令和４年１１月に完了予定です。53 ページをご覧ください。（４）に農林事業の実施事業が載っています。54 ページに開発スケジュール、55 ページに隣接土地所有者等の同意書、56 ページに土地所有者の同意書、57 ページに変更箇所詳細図が載っています。こちらの地図で黒く塗りつぶされている部分が今回の申出地です。下の方に新潟県の六日町浄化センターがありまして、そこから浦佐方面に行く道路に面した土地です。この中で白くなっている部分がありますが、こちらについては今のところ特段計画が無いため農地のまま残すということです。58 ページに地番図、59 ページに位置図、60 ページに配置図、61 ページに立面図、62 ページに求積図がでています。

63 ページをご覧ください。２件目の四十日の案件で、申出人は四十日の法人です。１の権利の有無については借地を予定しています。２の用途変更の理由については、経営面積の拡大に伴い、農業用機械・農業用資材・肥料が増えたが、現在は分散しておいているため作業効率が悪く困っている。また、育苗施設も不足している。そこで既存施設に隣接する申出地に農業用機械置場、農業用資材・肥料格納庫及び育苗施設を建設したいとのことです。３の申出地の選定理由については、申出地は既存施設に隣接しているため作業効率がよく、また農用地区域の端部に位置し、周辺の営農に影響も無いことから選定したとのことです。４の用途変更する土地の表示は四十日の田１筆 1,119 m²です。64 ページをご覧ください。４の（１）の用途区域変更の目的は農業用機械置場、農業用資材・肥料格納庫及び育苗施設です。（２）の開発事業等の概要のイの開発予定工期ですが、令和４年４月１日に着工し、令和４年４月２０日に完了予定です。（４）に農林事業の実施状況が載っていますし、（６）の補足説明及び資料等の（ア）に営農規模が載っています。専業の法人で、田畑合わせて 492,995 m²の経営をされています。66 ページに開発スケジュール、67 ページに隣接土地所有者等の同意書、68 ページに変更箇所詳細図

がでています。69 ページの地番図をご覧ください。黒で囲んである部分が今回の申出地で、筆の中に白い部分がありますがこちらはすでに転用が完了している土地でパイプハウスが建っています。70 ページに位置図、71 ページに配置図が載っています。こちらの図面をご覧くださいとパイプハウスの位置等が分かるかと思います。72 ページに立面図、73 ページに求積図が載っています。

74 ページをご覧ください。3 件目の京岡の案件で、申出人は京岡の方です。1 の権利の有無は自己所有地です。2 の用途変更の理由については申出地の農道を挟んだ北側の田の排水先が無いため、申出地に農業用排水路を設置したいとのことです。3 の申出地の選定理由については既存の水路の位置及び土地の高低差から申出地以外に排水路を設置できる土地が無いため選定したとのことです。4 の用途変更する土地表示は京岡の田 1 筆 22 m²です。75 ページに移りまして、4 の用途区分変更の概要の（1）の用途区分変更の目的は農業用排水路の建設です。（2）の開発事業等の概要のイの開発予定工期は令和 4 年 4 月に着工し、令和 4 年 5 月に完了予定です。76 ページに移りまして、（4）に農林事業の実施状況が載っていますし、（6）の補足説明及び資料等の（ア）に営農規模が示されています。田で 3,363 m²の経営をされています。77 ページに開発スケジュール、78 ページに変更箇所詳細図が載っています。少し見づらいのですが、地図の中ほどの黒く塗りつぶされているところが申出地です。79 ページに地番図、80 ページに位置図、81 ページに計画図が載っています。

82 ページをご覧ください。4 件目の大月の案件で、申出人は大月の法人です。1 の権利の有無は所有権移転です。2 の用途変更の理由については申出地に隣接する土地に農産物加工・販売施設兼農家レストランを建設中であるが、計画していた合併処理浄化槽の位置が排水場所から離れており、合理的でないためその浄化槽の設置場所を変更することになったが敷地内に設置場所として適当な場所が無いことから申出地に設置したいとのことです。また、冬季間において大雪となった場合に施設内での雪処理が難しいことから屋根雪の堆雪場及び駐車場の排雪場として使用した

いとのこと。3の申出地の選定理由についてですが、建設中の施設の周囲は申出地を除き水路と道路に接しているため申出地以外に一体的に使用できる土地が無い。また、屋根の形状や駐車場の位置から申出地側に堆雪しやすいため選定したとのこと。4の用途変更する土地の表示は大月の田1筆330㎡です。83ページに移りまして、4の用途区分変更の概要の(1)の用途区分変更の目的は農産物加工・販売施設兼農家レストランの建設です。(2)の開発事業等の概要のイの開発予定工期については令和3年10月に先に許可になった部分が着工していきまして、今回の合併浄化槽の部分については令和4年5月に着工予定で、令和4年7月に全体が完了する予定になっています。ウの開発全体面積については1,180㎡、今回の申出地は330㎡です。84ページに移りまして、(4)に農林事業の実施状況が載っていますし、(6)の補足説明及び資料等の(ア)に営農規模が示されています。専業で田畑合わせて51,628㎡の経営をされています。85ページにスケジュール、86ページに隣接土地所有者の同意書、87ページに土地所有者の同意書が載っています。88ページには変更箇所詳細図が載っていきまして、こちらの黒く塗りつぶされている部分が今回の申出地です。89ページに地番図、90ページに位置図、91ページに全体の配置図、92-93ページに計画図、94ページに立面図が載っています。以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。農業委員16番駒形哲也委員。

16番駒形委員

2件目の法人さんの資料についてお聞きします。借地の場合の他の方は土地所有者の同意書と隣接土地地権者の同意書がついていますが、2件目の方は隣接土地地権者の同意書しかついていないようですがよろしいのでしょうか。

議長

事務局、古藤局長。

古藤局長

私の説明不足で申し訳ございません。2件目の方については隣接土地地権者等の同意書ということで、表の一番上

議 長

の方が土地所有者です。その下の2名については隣接者です。以上です。

他にありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号については原案の通り同意されました。

日程 11 その他

議 長

日程 12 その他についてですが、まず事務局からお願いします。古藤局長。

古藤局長

事務局から3点ご説明をさせていただきます。まず1点目が賃借料情報についてです。これは昨年の1月から12月までに農業委員会の総会にかかって締結された賃貸借の賃料についてまとめたものになります。前回の総会で決めたいただいた作業料金表と合わせて今後、広報紙「魚野のかけ橋」の中で皆さんにお配りします。こちらはデータについては結果ですので、一概に言えない部分もありますが件数によって昨年度と違うデータになっている地区もあります。例えば、六日町地区ですと現金で最も多い締結額が昨年は17,500円、今年は20,000円となっています。浦佐地

区も現金で最も多い締結額が昨年は17,500円、今年は27,000円となっていて、どうしても差がでています。一番参考になるのは一番下の市内全体の部分で、現金が20,000円、物納で60kgが相場なのかなと思っています。昨年度はこの部分が現金で18,000円、物納で60kgとなっていました。畑については件数が少なく一概に言えませんが、市内全体で最も多い締結額が10,000円です。なお、石打地区の田と塩沢地区の畑については元となるデータの件数が少なく載せておりません。以上です。

続いて2点目は農地転用許可事務等の権限移譲についてです。かねてより懸案事項でありました、農地転用許可事務等の権限移譲については基本的に令和4年度から4ha以下の農地転用許可事務が新潟県から南魚沼市に権限移譲されることになりました。具体的には転用について、新潟県知事の許可だったものが南魚沼市農業委員会長の許可になります。令和3年4月の時点で県内では28市町村に農地転用の権限移譲がされており、移譲されていないのが当市と田上町の2市町のみとなっていました。南魚沼市農業委員会では農地転用許可の権限移譲を受けることで許可までの期間が10日間程度短縮になるというメリットはありましたが、今までのように市と県のダブルチェックの審査ができなくなることや現在県が担っている農地転用許可申請に係る立入検査、進捗状況管理、違反転用者に対する是正指導などの業務が増加してしまうことから権限移譲に対して慎重な立場でありました。ただ、県内の状況が権限移譲を受けていないところが2市町しか残っていないということで市の企画政策課と協議を重ねた結果、受け入れざるを得ないということになりまして決定しましたのでご理解いただきたいと思います。今後につきましては特に現場に赴いての確認指導等が増加することが確実ですので、現在の事務局の人員では非常に厳しいと思われます。そこで事務局の配置人数の1名増について会長、職務代理等から市長、市議会の正副議長、産業建設委員会の委員の皆様にご説明して執行部に要望しているところです。なお、これに伴いまして農地転用の4条5条の許可申請書の提出期限を5日間前倒しにして毎月5日締切にし、許可を月末に出すような

形で調整しています。こちらは先に権限移譲を受けた魚沼市を参考にして余裕を見たいと思っています。3条申請などのほかの申請については今までどおり10日のままです。当初は混乱するかもしれませんが、ご理解をお願いしたいと思います。

最後になりますが、3月総会の日程の変更についてです。今年度のはじめにお配りしました日程では午後2時からとなっていますが、午前9時30分からに変更させていただきますのでご承知おきください。以上です。

議長

暫時休憩とし、全員協議会を開催します。
(15時30分休憩)

議長

休憩前に引き続き、議事再開いたします。
(15時40分再開)

皆さんから他にありますか。農業委員15番井上秀樹委員。

15番井上委員

幹事会よりお知らせです。6月に予定しておりました、管外視察研修についてですが6月の状況が全く分からないなか、現段階で詳細を詰めることができない、計画を立てることができないということで中止とさせていただきます。以上です。

議長

ただいまの井上委員の報告について質問、意見等ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

無いようですので、井上委員ありがとうございました。

他にありませんでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。新型コロナウイルスの感染拡大がひろがっています。特に今流行しているオミクロン株は感染力が高く、いつどこで感染するかわから

ないということですので皆さん方も健康に留意して対応していただきたいと思います。本日は大変ご苦労さまでした。

(15 時 50 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 4年 3月 25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

中 俣 渉

会 議 録 署 名 委 員

西 野 徳 光
